

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	歯科技工士法施行令	根拠条項	15-1	資料番号	不利益処 分の種類	担当課	医療対策課
○歯科技工士法施行令 (指定の取消し) 第十五条 行政庁は、指定学校養成所が第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条の規定による行政庁の指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。 2 (略) (学校又は養成所の指定) 第九条 行政庁は、法第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は同条第二号に規定する歯科技工士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。 2 (略) (指示) 第十四条 行政庁は、第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。							
○歯科技工士学校養成所指定規則 (指定基準) 第二条 令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 入学又は入所資格は、学校教育法第九十条第一項に掲げるもの（歯科技工士法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）であること。 二 修業年限は、二年以上であること。 三 教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。 四 別表に掲げる各教育内容を教授するために適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。 五 学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。 六 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。 七 基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室を有すること。 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。 九 管理及び維持経営の方法が確実であること。							

